

国立大学法人九州大学役員給与規則

平成16年度九大規則第105号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年12月22日
(令和5年度九大規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の役員の給与について定めるものとする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、当該役員の業績等を考慮し、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬その他の事情を勘案し定める。

2 前項の給与の種類は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員の給与（期末特別手当を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。

2 期末特別手当は6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）に支払う。

(本給)

第4条 常勤の役員の本給月額、次の各号に掲げる範囲内で、経営協議会の議を経て総長が決定する。

- (1) 総長 別表に定める役員本給表（以下「役員本給表」という。）に定める8号の額
- (2) 理事 役員本給表に定める4号に相当する額以下の額
- (3) 監事 役員本給表に定める1号に相当する額

2 総長は、国立大学法人評価委員会が行う前年度の業績評価の結果を勘案して、その役員の業績に応じ、前項の本給月額を変更することができるものとする。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当は、常勤の役員の本給を基に、非常勤の役員となった者の経歴及び役員としての職務、勤務形態を考慮して、総長が個別に定める。

(地域手当)

第6条 地域手当は、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「職員給与規程」という。）第16条第1項の規定に準じて常勤の役員に支給する。

2 地域手当の月額、職員給与規程第16条第2項の規定に準じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域の実情の変更に伴う支給額の改定その他地域手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程に準じる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規程第19条に規定する通勤手当の支給要件に準じて、支給する。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第19条第2項の規定に準じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じる。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、職員給与規程第20条に規定する単身赴任手当の支給要件に準じて、常勤の役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第20条第3項の規定に準じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任の実情の変更に伴う支給額の改定その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じる。

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の給与)

第9条 月の初日以外の日において新たに就任した役員(非常勤の役員を除く。以下本条において同じ。)に就任当月分の給与(通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下本条において同じ。)を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を当月分の給与から控除する。

2 月の末日以外の日において役員でなくなった者の当月分の給与を支給する場合は、給与の日額、その者が役員でなくなった日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の全額を支払う。

(給与の日額)

第10条 前条に規定する給与の日額は、本給月額及び地域手当の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(期末特別手当)

第11条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員及び基準日前1月以内に退職し、若しくは、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第17条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤の役員に対して支給する。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは法人法第17条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した役員にあっては、退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在)において、当該常勤の役員が受けるべき本給月額に地域手当の月額を加えた額(以下「基礎額」という。)、本給月額に100分の25を乗じて得た額及び基礎額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の170を乗じて得た額に、職員給与規程第30条第3項に規定する在職期間に準じた割合を乗じて得た額とする。

3 総長は、国立大学法人評価委員会が行う前年度の業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額をその100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、期末特別手当を支給することが不相当と認められる事由

のある役員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。

(給与の支払方法)

第12条 給与は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与の支払いは、原則として、役員の指定する役員本人の預貯金口座への振込みによる。

(端数処理)

第13条 この規則による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(実施に必要な事項)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第21号)

この規則は、平成17年9月22日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第27号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第92号)

1 この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 平成18年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き在職する役員の受ける本給月額が、同日に受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、施行日前日の本給月額を、この規則による本給月額として支給する。

3 施行日前日から引き続き在職する役員に支給される地域手当の月額については、第6条第2項により準ずるものとされる職員給与規程第16条第2項の規定中「100分の9」を「100分の6」と読み替えて適用する。

4 施行日前日から引き続き在職する役員に支給される期末特別手当の額については、第11条第2項中「100分の175」を「100分の170」と読み替えて適用する。

附 則 (平成19年度九大規則第104号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第109号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第7号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第43号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第78号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第73号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大規則第 158 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度九大規則第 142 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（期末特別手当の特例）

第 2 条 この規則による改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「新規則」という。）第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、期末特別手当を平成 26 年 1 月に支給する場合においては、同項中「100 分の 162.5」とあるのは、「100 分の 170」とする。

（一時金の支給）

第 3 条 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けた役員で、引き続き新規則の適用を受けるものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降において旧規則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 140 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する役員を受ける本給月額又は非常勤役員手当（以下「本給月額等」という。）が、同日に受けていた本給月額等に達しないこととなる役員には、施行日前日の本給月額等を、平成 30 年 3 月 31 日（施行日前日から引き続き任期を有する役員のうち、施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に任期の末日を迎える役員にあたっては、当該任期の末日）までの間、この規則による本給月額等として支給する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 33 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けた役員で、引き続き改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「新規則」という。）の適用を受けるものについては、平成 27 年 4 月 1 日以降において旧規則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規則第 4 条を適用し、かつ、旧規則第 11 条第 2 項の規定中「100 分の 162.5」とあるのを「100 分の 167.5」とした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成 28 年度九大規則第 67 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けた役員で、引き続き改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「新規則」という。）の適用を受けるものについては、平成 28 年 4 月 1 日以降において旧

規則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に旧規則第11条第2項の規定中「100分の165」とあるのを「100分の175」とした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成29年度九大規則第44号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けた役員で、引き続き改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「新規則」という。）の適用を受けるものについては、平成29年4月1日以降において旧規則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規則第4条を適用し、かつ、旧規則第11条第2項の規定中「100分の170」とあるのを「100分の180」とした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成30年度九大規則第52号）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けた役員で、引き続き改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「新規則」という。）の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規則第4条を適用し、かつ、旧規則第11条第2項の規定中「100分の175」とあるのを「100分の180」とした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和元年度九大規則第31号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第9号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第36号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（期末特別手当の特例）

第2条 この規則による改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則第11条第2項の規定にかかわらず、期末特別手当を令和2年12月に支給する場合には、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則（令和3年度九大規則第115号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第22号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則（以下「旧規則」と

いう。)の適用を受けた役員で、引き続き改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、旧規則第11条第2項の規定中「100分の162.5」とあるのを「100分の167.5」とした場合に令和4年12月に支給されることとなる給与の額と旧規則により令和4年12月に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則 (令和5年度九大規則第23号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規則による改正前の国立大学法人九州大学役員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた役員で、引き続きこの規則による改正後の国立大学法人九州大学役員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、令和5年4月1日以降において旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用し、かつ旧規則第11条第2項に規定する同年12月期における期末特別手当について、同項中「100分の165」とあるのを「100分の175」とした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

別表 役員本給表（第4条関係）

号	月 額(円)
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000